

令和3年度分 軽油引取税免税証(農業用) 交付申請書の集合(仮) 受付について

- 農業用免税軽油制度は、法律上、令和3年3月31日で終了することになっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、令和3年度使用分の免税証交付申請書の集合(仮) 受付を行いますので、免税証の交付を希望する方は、必要書類をご用意の上、次の会場で申請手続きをしてください。
- 制度が継続されない場合、免税証を交付できません。制度が継続された場合、集合(仮) 受付を行った方については、4月上旬に免税証を交付する予定です。
- お住まいの地域以外の会場でも申請することができます。
- 今年度は郵送申請することができます。詳しくは秋田県公式サイト「美の国あきたネット」をご覧ください。
- 総合県税事務所山本支所での(仮) 受付は、令和3年2月1日から行います。ただし、支所(仮) 受付分の交付は、集合(仮) 受付分よりも遅くなりますので、できるだけ次の会場で申請手続きをしてください。

● 集合(仮) 受付日程

地域	受付日	時間	会場
八峰町	令和3年1月26日(火)	10:00 ~ 11:30 13:00 ~ 15:00	秋田県山本地域振興局 3階 大会議室

● 必要書類等一覧表

書類等	手続	手続				備考
		新規	更新	継続	機械追加	
免税軽油使用者証			○	○	○	
免税軽油使用者証交付申請書		○	○			交付時に秋田県証紙(400円分)が必要。
誓約書		○	○			
機械の販売証明書		○	※		○	※機械の追加・入替があれば必要。
免税証交付申請書		○	○	○	○	
農作業予定表		○	○	○	○	
耕作証明書		○	○	○	○	農業委員会が交付したものに限る。
免税軽油の引取り等に係る報告書			○	○	○	
軽油の納品書または販売証明書			○	○	○	
未使用の免税証			○	○	○	
ハンコ		○	○	○	○	

● 注意事項

- ① 午前の受付よりも午後の受付の方が混んでいないため、比較的短い時間で手続をすることができます。
 - ② 必要書類が揃っていないまたは記入漏れがある場合、受付は後回しになりますので、必要書類を揃え、全て記入した上でお越しください。
なお、申請書類は総合県税事務所各支所に用意しています。
 - ③ 制度が継続された場合、免税軽油使用者証(厚紙)の有効期間は、免税軽油使用者証の交付日から3年間となりますので、交付年月日が平成30年12月以前である場合は、更新申請が必要です。
 - ④ 共同申請には全員分のハンコと耕作証明が必要です。
また、使用者の加入または入れ替えがある場合は、更新申請が必要です。
 - ⑤ すでに購入した分や作業を終えた分の軽油については、免税証を交付できません。
 - ⑥ 来場の際は、マスクの着用、咳エチケットおよび手指の消毒等にご協力をお願いします。
- ※ 秋田県公式サイト「美の国あきたネット」にて必要書類、申請手続き等についてご案内しております。
「秋田県 免税軽油 令和3年」で検索してください。一部の様式をダウンロードできます。

■ 問合せ先 秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 住所 秋田市山王4-1-2
☎ 018-860-3341 FAX 018-860-3333

予防接種のご案内



必要な予防接種を確認し、体調のよい時を選んで早めに接種しましょう。
予診票や接種券を紛失された方は再発行いたします。下記問合せ先までご連絡ください。
いずれの予防接種も実施日や診療時間が医療機関で異なります。
事前に医療機関へ電話でご確認ください。

子どもの定期予防接種

【子ども園・幼稚園年長】

小学校入学前の1年間は、
麻しん風しんワクチン第2期の接種期間です。

【小学6年生】

二種混合ワクチンの接種期間です。
6月末に予診票・接種券を送付しています。

【費用】
各接種期間に限り
無料

【持ち物】
■ 予診票・接種券
■ 母子健康手帳

【小学4年生】

日本脳炎第2期の接種期間です。
6月末に予診票・接種券を送付
しています。



【平成12年4月2日～平成21年10月1日生まれの方で
日本脳炎予防接種の必要回数4回を未接種の方】は、
特例措置により接種できますのでご相談下さい。



【中学1年生～高校1年生相当の女兒】

子宮頸がんワクチンの接種対象です。11月末に通知をお送りしていますのでご確認ください。

高齢者用肺炎球菌予防接種

【費用】

各医療機関が設定する金額から
4000円(町の助成額)を引いた額

① 65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・
95歳・100歳になる方

② 満60歳以上65歳未満で身体障害者手帳1級程
度の障害がある方

以上の方に、5月に予診票をお送りしました。

なお、過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は、
定期接種(助成を受けての接種)になりませんのでご注意ください。

また、全額自己負担で接種された方は、下記へお知らせくださ
い。



【持ち物】
■ 予診票
■ 健康保険証または
介護保険証
■ 身体障害者手帳
(お持ちの方)

■ 問合せ先 福祉保健課 健康推進係 ☎ 76-4608